

学校生活のきまり

学校生活

1. 始業時間、欠席等の届出

- (1) 年間午前8時35分予鈴、午前8時40分授業開始とする。
- (2) 欠席、遅刻の届出は保護者を通じて原則指定された連絡ツールにて、朝8時まで連絡する。
- (3) 学校へ電話連絡する場合は午前8時30分～午後5時00分とする。
- (4) 早退するときは担任の許可を受け、帰宅したらすぐに学校へ連絡する。
- (5) 登校後は、外出してはならない。ただし、やむを得ず外出が必要な場合は担任の許可を得る。
- (6) 裏門の開放時間は、午前8時40分までとする（休日、休業日は閉鎖）。
- (7) 原則として、登校時間は午前8時00分以降とし、下校時間は午後5時00分までとする。8時40分以降に登校した場合は入室許可書の発行を受ける。

2. 自習時間について

静かに自学・自習し、必要な場合を除いて教室の外に出ない。

3. 服装等について

(1) 制服の基準

ア 本校指定の制服、ボタンを着用する。

夏季及び春季、秋季など合服着用時には本校指定のカッターシャツを着用する。

スカート丈を短くしたり、上衣の着用方法を変えたりしない。

イ 制服の補助着として本校指定のセーター・カーディガン・ベスト（以下「指定セーター等」）というを着用することができる。着用期間は通年とするが、指定セーター等の下は、衣替え期間に応じた制服を着用する。また、補助着は指定セーター等以外認めない。

(2) 通学時には制服を着用する（休日も同様）。また、校舎内では本校指定のスリッパを使用する。

(3) 校章は必ずつける。

ブレザー襟カラーなしのもの：左襟

ブレザー襟カラーありのもの：左胸

(4) 社会通念上他人に不快感、嫌悪感を与える、又は地域住民を含め学校運営にご協力いただいている方々から本校への信頼に影響を及ぼすような身だしなみ（服装、持ち物、パーマ、毛染め、化粧、ピアス、指輪、ネックレス等のアクセサリーを含む）を禁止する。

(5) 冬季、登下校時に防寒着（コート等）を着用してもよいが、上記(4)の趣旨に反しないものとする。また、特別な理由がある場合を除き、室内で帽子、マフラー、コート、手袋等を原則着用しない。

4. 携帯電話・スマートフォンについて

(1) 授業中や考査中は電源を切り、鞆の中にしまう。

(2) 考査中の使用や鳴動は不正行為として懲戒の対象となる場合がある。

(3) 他人の画像をはじめ個人情報や他者を誹謗中傷する発言等をインターネット上に投稿・掲載する行為は、場合によっては名誉棄損、侮辱、脅迫、業務妨害に問われる可能性があることを認識し、絶対にしないこと。出会い系サイトやその他有害アプリは犯罪に巻き込まれる恐れもあるので、使用を禁止する。

(4) その他、公共の場での使用マナーを守る。

5. 交通安全について

(1) 通学全般について

- ア 適正な乗車券（定期券）の使用、交通マナーや交通法規を遵守し、学校に届けた手段で通学する（通学手段・経路等を変更したい場合は事前に担任に申し出る）。
- イ 万一事故などに遭遇した場合は、その場で適切な処置を取り、その後速やかに保護者、学校及び警察に連絡する。また登下校時、事故やトラブルにあった場合は、すみやかに担任、又は生活指導部に報告する。
- ウ 乗客・通行人・自動車などの迷惑になるようなことはしてはならない。

(2) 自転車通学について

- ア 自転車で通学しようとする者は、生活指導部に届け出をし、許可を受け、許可ステッカーを通学時に使用する自転車の確認できる位置(後部泥よけ等)に必ず貼付しておく。
 - ・ 自転車は、指定された駐輪場に駐輪し、必ず施錠する。
 - ・ 自転車通学を許可された者及び自転車を利用する者は、必ず「自転車損害賠償保険等」へ各自で加入する。 ※平成28年7月に大阪府条例で加入が義務化されました。
 - ・ 雨天時は傘を使用せずレインコート等、両手で自転車を運転できるようにする。
※平成27年6月より道路交通法が一部改正され、このような行為も違反・罰金等の対象となっています。
 - ・ 携帯電話（スマートフォン）を使用しながら、イヤホン等で音楽を聞きながら運転しない。
自転車に乗りながら画面を注視しない。 ※令和6年11月に罰則規定が整備されました。
 - ・ 並行走行しない。
- イ 自転車の貸し借りはしない。
- ウ 2人乗りは絶対にしない。

(3) 単車・自動車について

- ア 単車、自動車による通学及び制服着用での単車乗車は禁止する（懲戒の対象）。
- イ 免許の取得に関しては保護者とよく相談する。

6. 下足ロッカー・所持品、盗難防止について

- (1) 学校へは不必要な現金を持って来ない。
- (2) 現金や貴重品は常に身につける等、自分で責任をもって管理する。
- (3) 体育授業や学校行事などでやむを得ない場合は授業担当者や担任に預ける等、管理を確実にする（教室、更衣室等に放置してはならない）。
- (4) 必要な場合以外には、ロッカー付近・自転車置場・更衣室・保健室などに行かない。
- (5) 金品の紛失・盗難があれば、直ぐにクラス担任又は生活指導の担当者に届け出る。
- (6) 下足用個人ロッカーは常時施錠し、ロッカーの上等に私物を放置しない。下足用個人ロッカーは学校が貸与しているものであり、ステッカーの貼り付けや落書き等しない。万一破損させた場合の修繕費等は、実費で負担する。
- (7) 所持品には学年・組・名前を記入する。

7. 懲戒について

法令や学則の中に、「校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる」と規定されている。その懲戒には、退学、停学及び訓告の3種類があり、そのうち次のような場合には、懲戒処分に該当する場合がありますので、心得ておく。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

・具体的な事例

飲酒、喫煙（酒類・喫煙具所持や同席を含む）、試験の不正行為、暴行行為、恐喝、窃盗、器物破損、賭博行為、いじめ・いやがらせ、自動車・単車通学及び制服単車乗車、危険行為、SNSの不適切な使用、その他秩序を乱す行為等、学校運営や学校生活に支障を来たす問題行動など。

8. 保証書及び確認書等の提出について

入学を許可された者は、誓約書、確認書を4月8日に担任に提出する。

ただし、出願時以降に転居した人は、新しい住民票の写しも提出する。

また、確認書にある「規則」とは、学則をはじめ学校生活を送るうえで定められた「学校生活のきまり」など学校で決められた様々な「きまり」のことである。